

平成 29 年度 静岡市建設工事等に係る入札・契約制度の改正概要

改正項目

- 1 建設工事における社会保険等未加入業者対策に係る対応について
- 2 静岡市建設工事に係る着手日選択制度の本格実施について
- 3 建設工事における予定価格の事後公表の実施方針について
- 4 総合評価方式簡易型Ⅲ型の実施方針について
- 5 建設業関連業務における制限付一般競争入札の本格実施について
- 6 建設業関連業務における最低制限価格制度の適用範囲の拡大について

1 建設工事における社会保険等未加入業者対策に係る対応について

(1) 対象工事

平成 29 年 4 月 1 日以降に発注する全ての建設工事

(2) 実施内容

ア 社会保険等未加入業者との一次下請契約を禁止する。

イ 上記アに違反していることが判明した場合、元請業者に対して入札参加停止措置及び工事成績評価の減点を行う。

(※指定期間内(原則 1 か月)に社会保険等への加入が確認できた場合を除く。)

ウ 全ての元請業者の社会保険等の加入状況を確認し、未加入が判明した場合には、当該元請業者の建設業許可権者へ通報する。

(3) 社会保険等加入状況の確認方法

ア 一次元請業者 施工体制台帳の健康保険等の加入状況欄で確認する。

イ 二次元請以下 再元請負通知書の健康保険等の加入状況欄で確認する。

(4) 社会保険等未加入業者との元請契約が判明した場合の手続

市ホームページに掲載

URL (http://www.city.shizuoka.jp/000_001877.html)

2 静岡市建設工事に係る着手日選択制度の本格実施について

平成 28 年 6 月から試行を開始した静岡市建設工事に係る着手日選択制度を平成 29 年 4 月 1 日から本格実施する。(平成 28 年度実施件数：41 件)

詳細は市ホームページに掲載

URL (http://www.city.shizuoka.jp/355_000011.html)

3 建設工事における予定価格の事後公表の実施方針について

平成 29 年度実施方針

総合評価方式の標準型及び指定工種は全件、それ以外は発注件数の 2 割程度を実施する。

平成 28 年度		平成 29 年度	
事後公表	総合評価 (標準型)	事後公表	総合評価 (標準型)
事前公表・ 事後公表 併用	事後公表 ↑ 2 割 ↓ 程度	事前公表・ 事後公表 併用	指定工種 (※) 事後公表 ↑ 2 割 ↓ 程度
	事前公表 8 割 程度		事前公表 8 割 程度

※指定工種：とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、解体工事（とび・土工・コンクリート工事、塗装工事、解体工事のうち、土木工事標準積算基準によるものは除く。）

4 総合評価方式簡易型Ⅲ型の実施方針について

平成 29 年度実施方針

ア 対象範囲

土木一式工事、建築一式工事の A 等級以外の工事、又はその他の工種で
予定価格が 2,500 万円未満の工事において、難易度評定表により B 以上
の評定が 1 個以上あるもの

イ 実施件数

全体で 30 件程度（各部 5 件程度）実施する。

5 建設業関連業務における制限付一般競争入札の本格実施について

（1）実施内容

建設業関連業務におけるより一層の透明性・競争性を確保するため、入
札方法については、原則制限付一般競争入札とし、条件に該当する場合は
指名競争入札とすることができることとする。

（2）指名競争入札とすることができる条件

- ①特殊な技術等を必要とする業務
- ②競争に加わるべき者の数（認定者又は実績者）が、一般競争入札に付する必要
がないと認められる程度に少数である場合
- ③不良・不適格業者が参加するおそれがある場合
- ④過去の業務実績を特に勘案する場合
- ⑤特に小規模な業務である場合
- ⑥一般競争入札に付する時間的余裕がないやむを得ない事情があると認められる
場合

（3）適用日

平成 29 年 4 月 1 日以降に発注する案件から適用する。

6 建設業関連業務における最低制限価格制度の適用範囲の拡大について

（1）実施内容

建設業関連業務におけるダンピング受注を防止するため、指名競争入札
を含む全ての建設業関連業務において最低制限価格制度を導入する。

（2）適用日

平成 29 年 4 月 1 日以降に発注する案件から適用する。